

名古屋港港湾計画の一部変更について

変更理由

- 1 民間の能力を活用し、港湾の一体的かつ効率的な運営の促進を図るため、西部地区において、効率的な運営を特に促進する区域を計画する。
- 2 将来的な港湾施設の安全かつ効率的な利用に向けた検討を行う必要があるため、内港地区において、利用形態の見直しの検討が必要な区域を設定する。

1 港湾の効率的な運営に関する事項

効率的な運営を特に促進する区域

コンテナ船により運送される貨物等を取扱う以下の埠頭について、効率的な運営を特に促進するよう措置することを計画する。(法第43条の11第1項の規定に基づく港湾運営会社によるものを含む。)

[効率的な運営を特に促進する区域]

西部地区

(飛島ふ頭)

水深16m 岸壁3バース 延長1,050m (コンテナ船用)
(うち750m既設) [既設・既定計画] TS1~3

水深15m 岸壁2バース 延長700m (コンテナ船用)
[既設] W93, 94

水深12m 岸壁3バース 延長900m (コンテナ船用)
[既設] R1~3

水深12m 岸壁1バース 延長250m (コンテナ船用)
[既設] W92

水深10m 岸壁2バース 延長370m (コンテナ船用)
[既設] W90, 91

埠頭用地 118ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)
(うち104ha既設) [既設・既定計画]

(鍋田ふ頭)

水深14m 岸壁2バース 延長700m (コンテナ船用)
[既設] T1, 2

水深12m 岸壁1バース 延長250m (コンテナ船用)
(工事中) [既設] T3

埠頭用地 55ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)
(工事中) [既設]

なお、これに伴い、以下の既定計画を削除する。

既定計画

[効率的な運営を特に促進する区域（特定国際コンテナ埠頭）]

西部地区

（飛島ふ頭）

水深 16 m 岸壁 延長 1,050 m（コンテナ船用）

（うち 400 m 既設、400 m 工事中）

[既設・既定計画] TS 1～3

埠頭用地 50 ha（荷捌施設用地及び保管施設用地）

（うち 36 ha 既設） [既定計画]

[効率的な運営を特に促進する区域（特定埠頭）]

西部地区

（鍋田ふ頭）

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 250 m（コンテナ船用）

（工事中） [既設] T 3

埠頭用地 14 ha（荷捌施設用地及び保管施設用地）

（工事中） [既設]

2 その他重要事項の計画

利用形態の見直しの検討が必要な区域

内港地区（稲永ふ頭）において、将来的な港湾施設の安全かつ効率的な利用に向けた検討を行う必要があるため、利用形態の見直しの検討が必要な区域を設定する。

[利用形態の見直しの検討が必要な区域]

内港地区（稲永ふ頭）において、利用形態の見直しの検討が必要な区域を設定する。